

久喜市議会  
平成30年9月定例会  
議員提出追加議案

## 議 案 目 録

意見第 5 号	日米地位協定の見直しを求める意見書……………	1
意見第 6 号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書……………	3
意見第 7 号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書……………	5
意見第 8 号	東海第二原子力発電所の運転期間を延長しないことを求める 意見書……………	7

意見第 5 号

日米地位協定の見直しを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2018年9月14日

提出者 久喜市議会議員  
杉野 修  
平間 益美  
賛成者 久喜市議会議員  
猪股 和雄

久喜市議会議長 上條 哲弘 様

日米地位協定の見直しを求める意見書

現在、我が国においては、日米安全保障条約と地位協定に基づく在日米軍施設・区域（以下「米軍基地」という。）は、30都道府県に130施設が所在し、面積は約980平方キロメートルとなっている。

また、米軍基地が所在する全国の地方自治体は、長年にわたり、基地の存在によって派生する過重な負担を強いられてきた。なかでも、全国の米軍専用施設の約70パーセントが集中する沖縄県では、米軍機による事故や騒音をはじめ、米軍人・軍属による犯罪や事件等が後を絶たず、地域住民の生活は危険にさらされ圧迫されている。また、オスプレイなどの米軍機が保育所、小中学校の上空に飛来するたびに園児や児童生徒を屋内に緊急避難させている。

一方、沖縄県以外の各地においても、米軍艦艇と民間船舶との事故が多発している。さらには危険性が指摘されてきたオスプレイの全国的運用が進んできており、本年10月には横田基地にオスプレイ5機が正式配備されるとの発表があったばかりである。しかも正式配備の前から、すでに訓練と推測される飛行を行っている。先日も隣の加須市上空をオスプレイが飛来し、市民が撮影したとの情報が寄せられ、久喜市でも市民からの目撃情報が寄せられている。

日米地位協定を見直すことの必要性は、決して沖縄県だけの問題ではないことを事実が証明をしている。協定は、米軍には特権が保障され、それは日本の国家主権や日本国民の人権を侵害するものである。しかし、1960年に締結されて以来、一度として改

正がなされていない。

よって、政府は、米軍基地から派生するさまざまな事件、事故等から国民の生命、財産と人権を守るため、日米地位協定を見直しされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣

あて

意見第 6 号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 30 年 9 月 14 日

提出者 久喜市議会議員  
          齊 藤 広 子  
賛成者 久喜市議会議員  
          岡 崎 克 巳  
          川 辺 美 信  
          長 谷 川 富 士 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた

必要な財源を速やかに講ずること。

- 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 3 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があつたとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
- 5 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
文部科学大臣  
総務大臣  
国家公安委員長

あて

意見第 7 号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2018年9月14日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
賛成者 久喜市議会議員  
丹 野 郁 夫  
石 田 利 春  
田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

2018年7月に発生した「西日本豪雨」は、甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらした。また近年は、豪雨や竜巻などが発生しやすい気象条件にあり、洪水や土石流等の土砂災害が発生しやすい状況となっている。こうした中で、被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは、喫緊の課題である。

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する被災者生活再建支援法が1998年5月に成立し、適用が開始された1999年から今年で20年目を迎える。これまで、2004年、07年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られ、概ね現行制度に至っている。

しかしながら、同一の災害による被災にもかかわらず、災害規模の要件が当てはまるかどうかにより、適用対象外となり、被災者間に不均衡が生じている事例、多数の半壊した住家等が発生しているにもかかわらず、支給対象外となり、被災者の迅速な生活再建に結び付いていない事例、住宅の建設・購入、補修費など多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分といえる可能性があるなど、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題も浮き彫りとなっている。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支

援及び制度の拡充が必要である。

したがって、国に対し、下記の事項を要望する。

#### 記

- 一、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の最高額を300万円から引き上げること。
- 二、被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を2分の1から引き上げること。
- 三、被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
経済財政政策担当大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

あて



意見第 8 号

東海第二原子力発電所の運転期間を延長しないことを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2018年9月14日

提出者 久喜市議会議員  
猪 股 和 雄  
賛成者 久喜市議会議員  
岡 崎 克 巳  
杉 野 修  
渡 辺 昌 代  
田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

東海第二原子力発電所の運転期間を延長しないことを求める意見書

日本原子力発電(株)は昨年11月24日、東海第二原発の運転期間の20年間延長を原子力規制委員会に申請した。これは「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に規定する原発の運転期間を原則40年に制限するルールから外れる申請であると批判されている。

東海第二原発の半径30km圏内には、国内の原発として最多の約96万人が居住している。にもかかわらず、事故が起きた場合の避難計画は不十分で、現状では、周辺自治体による再稼働への同意も見通せない。避難計画では埼玉県にも4万人が避難するとされている。しかし原発周辺住民の避難経路、避難体制、避難先の受け入れ態勢も全く不十分で、そもそも96万人の人々が短時間のうちに避難することなど極めて困難と言わざるを得ない。

東海第二原発は2011年3月11日の東日本大震災により原子炉が緊急停止し、外部電源を喪失、非常用発電機も3機のうち1機が故障、かろうじて炉心溶融を免れた被災原発である。その上、40年間の長期間の運転で機器や配管の劣化が進み、放射線に晒されてきた原子炉本体の劣化が進んでいると考えられる。これまでに再稼働した原発では、2015年に再稼働した川内原発1号機で配管の損傷、2016年には高浜原発4号機で異常電流検出で緊急停止、今年3月にも再稼働したばかりの玄海原発3号機で配管から蒸気漏

れで運転停止など、何年もの停止を経て再稼働した原発では予測のつかないトラブルも起きているのが現実である。

万が一、東海第2原発で事故が発生すれば、広い地域が放射能で汚染され、埼玉県内にも汚染が広がることは免れない。東海第二原発から約90km離れた埼玉県東部に位置する久喜市地域へも、高濃度の放射性物質が飛散すると予測され、被曝による乳幼児の健康被害や、農作物の汚染は食べ物としても経済的にも大きな打撃を受けるのは必至である。

原子炉等規制法による運転の40年制限は、老朽化した原発の事故を防ぐための最低限のルールであって、その期限を超えての再稼働・運転延長は市民に大きな不安をもたらす。

茨城県内では44市町村中、今年6月議会までに、県庁所在地である水戸市をはじめ、久喜市と災害時相互応援協定を締結している結城市、また埼玉県境に隣接する境町、久喜市に隣接する五霞町などの30市町村議会が、東海第二原発について「再稼働を認めないことを求める意見書」「廃炉を求める意見書」「運転期間延長を行わないことを求める意見書」等を採択した。茨城県に隣接する千葉県、栃木県内の各自治体議会でも同趣旨の意見書の採択が続いており、埼玉県内の自治体議会として、また住民としても黙過することはできない。

よって、運転開始から40年になる東海第二原発の再稼働・運転延長を認めず、速やかに廃炉とすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
環 境 大 臣  
原子力規制委員会委員長

あて